

福山市雇用調整助成金申請サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雇用の安定及び事業活動の継続のため、新型コロナウイルス感染症の影響により従業員を一時的に休業させた場合に、雇用の維持を図ろうとする市内の事業者に対し、予算の範囲内で、福山市雇用調整助成金申請サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて定めるものとする。

2 補助金の交付について、この要綱に定めのない場合は、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）によるものとする。

(補助対象者及び申請期間)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業であつて、福山市内に事業所を有している者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2の規定による雇用調整助成金（以下「雇用調整助成金」という。）について、広島労働局長の支給決定を受けている者
- (3) 市税の滞納がない者

2 補助金の申請期間は2020年（令和2年）5月18日から2021年（令和3年）8月31日までとする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という）は、社会保険労務士に支払った次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費
- (2) 前号の申請に付随する経費
- (3) その他市長が必要と認めた経費

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合には、福山市雇用調整助成金申請サポート補助金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 福山市雇用調整助成金申請サポート補助金実績報告書（様式第2号）
- (2) 雇用調整助成金支給申請書の写し
- (3) 雇用調整助成金支給決定通知書の写し
- (4) 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金の申請等に係る契約を証するものの写し

- (5) 前号の契約に関しての支払いが確認できる書類の写し
- (6) 市税完納証明書
- (7) 支払相手方登録依頼書（福山市に提出済みの場合はこの限りではない。）

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、福山市雇用調整助成金申請サポート補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知書に基づき、福山市雇用調整助成金申請サポート補助金交付請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱に定める補助金の交付の要件に違反したとき。
 - (3) その他補助金の交付が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、福山市雇用調整助成金申請サポート補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(代理申請受領)

第9条 申請者は、雇用調整助成金の手続きを行った社会保険労務士による代理により、申請及び補助金の受領をしようとするときは、申請書を市長に提出する際に、福山市雇用調整助成金申請サポート補助金代理申請受領委任状（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、申請を代理する場合には、第5条第5号中「支払い」とあるのは「支払額」とし、同条第3号と兼ねることができるものとする。
- 3 第1項の場合において、受領を代理する場合には、第5条第7号の規定により添付する支払相手方登録依頼書は、当該代理者のものでなければならない。

(代理受領の変更)

第10条 申請者は、代理申請受領の内容を変更するときは、速やかに福山市雇用調整助成金申請サポート補助金代理申請受領変更届（様式第6号の2）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、代理受領を中止するときは、速やかに福山市雇用調整助成金申請サポート補助金代理申請受領中止届（様式6号の3）を、市長に提出しなければならない。

(規定の準用)

第11条 第7条及び第8条の規定は、第9条の規定により、福山市雇用調整助成金申請サポート補

助金代理申請受領委任状の提出があった場合の補助金の交付及び取消しについて準用する。この場合において第7条中「補助事業者」とあるのは「代理申請受領者」と、「福山市雇用調整助成金申請サポート補助金交付請求書（様式第4号）」とあるのは、「福山市雇用調整助成金申請サポート補助金代理受領交付請求書（様式第4号の2）」と、第8条中「補助事業者」とあるのは「補助事業者又は代理申請受領者」と読み替える。

2 前項の規定により読み替えた後の請求書には、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書

(2) 実施した事業の委託費から補助金額を差し引いた額の支払を証明する書類の写し

(その他)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、随時事業の遂行状況を求めることができるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は2020年（令和2年）5月18日から施行し、休業の初日が2020年（令和2年）1月24日から2021年（令和3年）4月30日までの補助対象者に適用する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）3月24日から施行する。